

ご契約の更新に関する大切なお知らせ(AIG損保)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご加入の総合補償制度(普通傷害保険)に関し、大変重要なお知らせがございますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。更新後のご契約内容についてご留意いただきたい事項が含まれておりますので、詳細をご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

令和7年4月1日以降に補償が開始となるご契約より、**個人賠償責任補償の保険金ご請求時に、法律上の損害賠償責任の有無を、より厳密に確認させていただきます。**

! (以下に該当する場合は、保険金をお支払いできない可能性があるため、特にご注意ください。)

→障がい者本人(=補償を受ける方)に責任能力がなく、保護者(=親権者を含む親族・後見人・保佐人等)と離れて入所施設等で生活されている場合

個人賠償責任補償特約とは

- 日常生活での偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えたことについて、被保険者(補償を受ける方をいいます。)が**法律上の損害賠償責任を負う場合**に保険金をお支払いします。
- 障がい者本人(以下「補償を受ける方」といいます。)に責任能力がなく、親権者を含む親族・後見人・保佐人等(以下「保護者」といいます。)が**監督義務者として損害賠償責任を負う場合**に、保険金をお支払いします。

※近年この「法律上の損害賠償責任」について社会環境の変化と共に、判例等の法的解釈に変化がみられます。

このような現状を踏まえ、引受保険会社にて「法律上の損害賠償責任の有無」をより厳密に確認させていただきます。

令和7年4月1日以降に補償が開始となるご契約

お支払いできる可能性が高い例

保護者と自宅で生活している場合
(かつ補償を受ける方に責任能力がない場合)

病院の待合室でパニックとなり
置時計を破損した



公園で友人の腕に噛み付き、
ケガをさせた



お支払いできない可能性が高い例

保護者と離れて施設で生活している場合
(かつ補償を受ける方に責任能力がない場合)

施設で他の入所者に
ケガをさせた



興奮して施設の窓ガラスを割った



施設等の管理監督下で発生した事故で、保護者に監督義務が生じない場合は本補償のお支払い対象外となります。

事故が発生した際は、取扱代理店もしくは引受保険会社へ必ずご相談ください。

「法律上の損害賠償責任の有無」の確認プロセス

保険金ご請求時、次のプロセスに沿って「法律上の損害賠償責任の有無」を確認させていただきます。

STEP1

補償を受ける方に責任能力があるかどうか

- 他人の所持品を損壊させた場合などにおいて、補償を受ける方が、その行為自体の責任を理解・認識することが難しいと判断される場合、その方は法律上の損害賠償責任を負いません。
- この場合、補償を受ける方の保護者に損害賠償責任が生じない場合、本補償でのお支払いの対象となりません。
- 補償を受ける方が法律上の損害賠償責任を負わない場合は、STEP2にて保護者に損害賠償責任が生じるかどうかを確認します。

STEP2

保護者に「法律上の損害賠償責任」が生じるかどうか

- 保護者が補償を受ける方と自宅で共に生活し、日頃から監督しているケースでは、保護者に監督義務責任があると認められ、保護者に損害賠償責任が生じる可能性が高くなります。
- 補償を受ける方が自宅から離れ施設で生活しているなど、保護者が補償を受ける方を監督する、または監督することが容易ではないケースでは、保護者の監督義務責任は認められない可能性が高く、その場合は損害賠償責任は生じません。
- 補償を受ける方が未成年の場合は、親権者に法定監督義務者としての責任があります。
- 保護者が監督義務者として法律上の損害賠償責任を負う場合は、お支払いの対象となります。



現在の補償を継続されるか、切替の検討が必要かについては下記のご確認を必ずご確認くださいませようお願いします。

下記を参考にご確認よろしく申し上げます。



保護者と一緒に生活している。



自宅から通所系の福祉サービスを利用している。



補償を受ける方に責任能力がある。



現状の育成会の総合補償制度でご継続頂くことをおすすめします。



補償を受ける方に責任能力がなく、入所系の福祉サービスを利用している。



補償を受ける方に責任能力がなく、保護者と離れて生活している。

こちらに該当する方は一部の保険金をお支払いできない可能性がございますので、「生活サポート総合補償制度」への切替のご検討をお願いします。

※上記はあくまで目安となります。生活環境や健康状態によって必要としている補償、また事故の内容によって必要な補償プランは変わってきます。ご不明な点やご不安な場合は、ご加入前に必ず取扱代理店までご連絡くださいますようお願いいたします。



生活サポート総合補償制度とは？

「生活サポート総合補償制度」は知的障がいや発達障がい（自閉症含む）がある方専用の補償制度です。

障がいのある方を支援する「一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会」を通じてご加入いただける保険です。補償内容や保険料、加入方法など詳細は「生活サポート総合補償制度」のパンフレットをご確認ください。

「生活サポート総合補償制度」は施設財物の損壊や病気も補償します

生活サポート総合補償制度ならではの補償

2025年4月1日以降に補償を開始するご契約より「施設等管理下財物復旧費用」を新設します

主な特長

- 施設の所有物を損壊した場合、損害賠償責任の有無を問わず、ご負担した修理費用等をお支払い
- 保険期間通算50万円を限度に補償、自己負担額は0円
- 生活サポート総合補償制度に加入すると全てのプランで補償されます

【「施設等管理下財物復旧費用」のお支払い例】



補償を受ける本人がパニックになり
入所している施設の窓ガラスを割った



補償を受ける本人が、入所施設やグループホームから
施設に通う際、**施設の送迎バス内**でシートを破いた

おケガの補償もごさいます。

病気入院も補償もします。

一部のプランでは、職務中の他人への身体の障害、財物損壊を補償します。

⚠️ 重要 更新時のお手続きについて

現在ご加入の契約更新につきまして、現状の生活環境等を踏まえてご検討のうえ、下記のいずれかのご対応をお願い申し上げます。

- 現在ご加入の「育成会の総合補償制度」をご継続される方→下表「1」へお進みください
- 「生活サポート総合補償制度」への切り替えをご希望される方→下表「2」へお進みください
- 「育成会の総合補償制度」の継続をご希望されない方→下表「3」へお進みください

番号	必要なお手続き	お手続き内容	お手続きの締切
1	お手続き不要 (自動継続)	お手続き不要です	—
2	(A) 現在ご加入の 「育成会の総合補償 制度」の 自動継続停止	2月初旬にお届けの「継続のご案内」封書内の 変更ハガキにて、自動継続停止手続きをお願いし ます。変更ハガキへ加入者（保護者）のご署名 と「継続しません」にチェックの上、2月28日必着に てご返送ください。	2月28日必着
	(B) 「生活サポート総合補償 制度」のお申込み	(A)とは別に2月初旬に送付される「生活サ ポート総合補償制度」の加入依頼書に、必要事 項をご記入のうえ、3月5日必着で同封の返信用 封筒にてご返送ください。	3月5日 書類必着
3	「育成会の総合補償 制度」の 自動継続停止	2月初旬にお届けの「継続のご案内」封書内の 変更ハガキにて、自動継続停止手続きをお願いし ます。変更ハガキへ加入者（保護者）のご署名 と「継続しません」にチェックの上、2月28日必着に てご返送ください。	2月28日必着

・このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については取扱代理店にお問い合わせください。
・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

加入に関するお問い合わせ先

公益社団法人
福岡県手をつなぐ育成会

■取扱代理店

ジェイアイシー九州株式会社

〒810-0001 福岡市中央区天神4-6-7 JRE天神クリスタルビル14階

TEL 092-791-7561

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始除く）

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社 福岡支店

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 AIG福岡ビル